

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会転載許可申請に関わる規定

以下の著作物は、一般社団法人産科婦人科内視鏡学会に帰属しており、これら著作物からの転載を希望する場合は、以下の条項に基づき申請すること。

著作物：

産科婦人科内視鏡学会雑誌

産婦人科内視鏡手術ガイドライン2013年版、2019年版

産婦人科内視鏡手術スキルアップ第3版

日本産科婦人科内視鏡学会ホームページ

1. 転載の対象と基本的考え方

転載の対象は図表に限り、論文全体の転載は原則として認めない。転載許可申請に先立ち、著者からあらかじめ転載許可を得、その旨を申請書に記載すること。転載にあたっては、出典元を明記し、改変は原則として認めないが、図表の意味を変更しない軽微な改変は転載許諾の対象とする。その場合、「出典の明示」に加えて〔・・・より改変〕などのことわりを加えること。

2. 申請方法

所定の申請書と返信用封筒とともに日本産科婦人科内視鏡学会事務局宛に提出する。申請にあたっては、転載箇所および転載を行う予定の刊行物の資料を添えて申請すること。

3. 転載の種類

1) 著者による転載

著者による以下の事由による転載については申請書の提出を要しない。

- ・ 著者による講義、会議など私的あるいは所属先の都合による使用
- ・ 著者自身あるいは所属先のウェブサイトへの転載

ただし、著者による転載であっても、その目的が営利である場合には転載許可申請が必要。

2) 非営利目的での転載

所定の申請書を用いて、日本産科婦人科内視鏡学会事務局に転載許可申請を行う。利用目的が、非営利による転載と判断された場合には、著者の承諾のもと無償で転載することができる。

3) 営利目的による転載

特定の企業の営利活動やその他の営利を目的とする転載の場合には、日本産科婦人科内視鏡学会事務局に転載許可申請を行い、転載許可を得た後に所定の転載利用料を期限内に支払う。なお、転載された媒体（Web上での公開の場合は掲載記事原稿）の提出を求める。

注）Web上での公開の場合はダウンロードできない形式とし、掲載期間は原則1年とする。1年を超える場合には新たに申請が必要。

営利目的による転載の場合には、以下の基準で許諾料を定める。

印刷物による転載：図表1点につき\$0.10（10円）×発行部数

プレゼンテーションおよびWeb上での掲載：一律\$2,000（200,000円）

※営利活動か否かの判断が難しい場合には、別に説明ならびに資料提出を求める場合があります。

4. 転載部分の2次利用について

他者から転載部分の2次利用の申請があった場合には許可せず、必ず本学会に直接申請をするよう伝えること。